

平成22年9月16日
文 部 科 学 省

法科大学院の組織見直しを促進するための 公的支援の見直しについて

1. 概 要

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言を受け、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、公的支援の在り方を見直す。

※ 「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（文部科学副大臣及び法務副大臣主宰）が平成22年7月6日に取りまとめた検討結果においても、公的支援の見直しを検討すべきとの意見が述べられている。

2. 対 象

公的支援の見直しを行う対象は、下記の2つの指標の両方に該当する法科大学院とする。

（指標1）前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満。

（指標2）前年度までに①、②のいずれかに該当する状況が3年以上継続（例えば、1年目は①のみ該当、2年目は②のみ該当、3年目は①②両方に該当、という場合も含まれる。）。

① 新司法試験の合格率（合格者数／修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満。

② 直近修了者（新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者）のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数／直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満。

3. 具体的措置

国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額。
 (ただし、最終的な決定は、予算編成の状況に応じて行う。)

【国立大学法人運営費交付金】

法科大学院の設置時に措置した額（但し、学生経費相当分を除く。）を考慮して減額調整。

【私立大学等経常費補助金】

国立大学法人運営費交付金と同程度の額を目安に減額調整。

4. 実施時期

平成24年度予算から対応

【国立大学法人運営費交付金】

平成24年度予算編成での減額査定で対応

【私立大学等経常費補助金】

平成24年度配分で対応

例えば、平成24年度予算に反映させる場合、(指標1)(指標2)は以下のとおりとなる。

- ・ (指標1) には、平成23年度入学者選抜の結果を使用。
- ・ (指標2) には、平成21～23年の各年の新司法試験の結果を使用。